

第2期子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告書（令和2年度版）案 に対するQ&A一覧

■ Q&A

問1 P12 (5) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

令和元年度から令和3年度までの児童クラブの待機児童数を伺う。

○ 令和2年度より、「児童一人当たりの必要面積」が定められたことで「定員」という概念が明確化されました。これに伴い、施設の受け入れ可能人数が明らかになり、児童クラブにおける待機児童数を把握できるようになったことは既にご案内のとおりです。

このため、令和2年度以降における数値となりますが、国が示す調査要領に基づき算出した待機児童数は、令和2年7月1日現在の待機児童数4人、令和3年5月1日現在の待機児童数49人となりました。

なお、令和2年度から令和3年度にかけて増加していますが、これは全体の半数を超える児童クラブで定員割れが生じている一方、一部の児童クラブへの申込者数が大幅に増加したことが直接的な要因であると捉えています。

問2 P15 (8) ①養育支援訪問事業について

確保の実績に記載されている「225回」という数値と、令和2年度の成果に記載されている「5,137回」という数値は、それぞれどのような取り組みの実績を意味するものなのか。

○ 養育支援訪問事業の確保の実績には、家事育児支援のための訪問体制の確保実績を記載しています。また、令和2年度の成果欄に記載されている訪問等の回数の実績値は、子ども家庭支援センターが中心となって様々な支援を必要とする家庭に対して実際に行った訪問等の回数の実績であり、先述の家事育児支援は、この取り組みにより把握した家事育児支援を必要とする家庭に対して行うものです。

問3 P19 (10) 一時預かり事業②認可保育所等における一時預かり

確保の実績と利用者数に開きがあるが、保護者からは「一時保育は利用できない場合もある」という声を聞く。これは部分的な偏りの範疇の話か。

○ 一時預かりを利用できない理由については、個々のご家庭の状況等が様々であるため、一概には言えませんが、本事業は利用に日々のバラつきが大きく、部分的な偏りが生じる場合があるものと考えます。